



# 余市町上下水道におけるインボイス制度への対応

10月1日から消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

インボイス制度では、消費税の仕入税額控除のために適格請求書の保存が必要となり、事業者が適格請求書の交付を行うためには「適格請求書発行事業者」としての登録申請が必要となります。

余市町水道事業会計及び余市町公共下水道特別会計では、適格請求書発行事業者の登録を行いましたのでお知らせします。

- ・適格請求書発行事業者の名称及び登録番号

余市町水道事業会計 T5-8000-2000-1743 余市町公共下水道特別会計 T4-8000-2000-1744

## 水道料金等の適格請求書

水道料金及び下水道使用料の請求について、10月より次の書類を適格請求書として発行します。

- ・「上下水道料金領収書（口座振替分）」（上・下水道使用量のお知らせ（検針票）の下部）
- ・「納入通知書兼領収証書」 ・「水道料金等納入証明書」

なお、上記の適格請求書は、水道事業が水道料金と下水道使用料を併せて徴収していることから媒介者交付特例を適用し、水道事業の登録番号のみ記載します。

問合せ 水道課 業務係 ☎21-2130



## 健全化判断比率等のお知らせ

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、地方自治体は毎年度決算時に健全化判断比率と資金不足比率を算定し、公表することが義務づけられています。

この比率は財政の健全度を示すもので、健全化判断比率のいずれかの比率が基準を超えた場合は、起債の借入が制限されるなど、将来のまちづくりに様々な影響をおよぼすことになります。

令和4年度健全化判断比率	余市町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率 一般会計の赤字の比率 (算定の結果比率はありません)	(-) -	(14.39%以上) 14.47%以上	20.0% 以上
○連結実質赤字比率 全会計を対象とした赤字額の比率 (算定の結果比率はありません)	(-) -	(19.39%以上) 19.47%以上	30.0% 以上
○実質公債費比率 一般会計が負担する元利償還金（返済）の比率	(5.9%) 5.9%	25.0% 以上	35.0% 以上
○将来負担比率 一般会計が将来負担すべき負債の比率	(26.4%) 15.4%	350.0% 以上	

※（ ）は前年度数値

令和4年度資金不足比率…公営企業の経営状態の悪化の度合いを示す指標（経営健全化基準…20%以上※）

余市町では水道事業会計・公共下水道特別会計が対象ですが、いずれの会計も資金不足が無いため、比率はありません。令和4年度決算における本町の各指標はいずれの比率も早期健全化基準を下回っており、今後も基準を超えることのないよう健全な財政運営につとめます。

※資金不足比率＝資金の不足額÷事業の規模

問合せ 財政課 財政係 ☎21-2114